

平成 30 年度 青森市
特定不妊治療費の助成について



医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成する制度です。

助成対象となる治療

指定の医療機関（裏面）において実施された「体外受精」と「顕微授精」の二つの方法です。

① 体外受精

超音波により卵巣から卵子を採り出し、培養液の中で精子と受精させ（体外受精）、受精卵（胚）が分割した時点で、子宮内に移植（胚移植）する治療法です。

② 顕微授精

卵子を採り出すまでは体外受精と同じように行いますが、顕微鏡により卵子の中に直接精子を注入して受精させる治療法です。

※ 男性不妊治療（精巣または精巣上体から精子を採取するための手術）も助成対象に含まれます。

※ 人工授精などは対象となりません。

対象となるかた

治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦で、次のいずれにも該当するかたが対象となります。

- ① 夫婦のいずれかが青森市にお住まいのかた
- ② 特定不妊治療以外の治療方法によっては妊娠の見込みがない、または、きわめて少ないと医師に診断されたかた
- ③ 夫及び妻の前年の所得（1月～5月の申請の場合、前々年の所得）の合計額が730万円未満のかた ※裏面参照
- ④ 指定された医療機関（裏面）で特定不妊治療を受けたかた
- ⑤ 申請する治療の治療開始時における妻の年齢が43歳未満のかた

助成額

	治療内容	1回の治療に対する上限額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成額
A	新鮮胚移植を実施	15万円まで	15万円まで
B	凍結胚移植を実施	【初回の治療(※)の場合は30万円まで】	
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円まで	対象外
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	15万円まで	15万円まで
E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	【初回の治療(※)の場合は30万円まで】	
F	採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円まで	

※「初回の治療」とは、ご夫婦にとって初めて助成申請を行う治療をいいます。

助成回数

初回治療開始時の妻の年齢	40歳未満	40歳～42歳	43歳以上
年齢制限と助成回数 ※1年度あたりの回数制限はありません	43歳になるまで 通算6回まで(※)	43歳になるまで 通算3回まで(※)	助成対象外

※ 他自治体で受けた回数も含まれます。

助成を受けるための手続き

※原則として、治療終了後 1 か月以内に申請してください。



【必要書類】

- ① 特定不妊治療費助成事業申請書（様式第 1 号）
- ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書（医療機関発行の証明書）（様式第 2 号）
- ③ 指定医療機関発行の領収書の原本
- ④ 夫又は妻が市内に住所を有し、法律上の夫婦であることが確認できる書類（夫婦共に青森市に住所がある場合は省略できます。）
※ 世帯が別である場合、または夫婦のいずれかが市外に住所を有する場合は、戸籍謄本を提出してください。
- ⑤ 夫と妻の所得額を証明する書類（市区町村発行の所得証明書）
⇒1月2日以降に青森市に転入されたかたのみ提出が必要です。（前住地の市区町村に請求してください。）
 - ・H30年5月までに申請⇒H29年1月1日に住民登録をしていた市区町村（平成29年度 市・県民税所得証明書）
 - ・H30年6月以降に申請⇒H30年1月1日に住民登録をしていた市区町村（平成30年度 市・県民税所得証明書）※ 所得がない場合でも所得証明書が必要です。
- ⑥ 印鑑

【所得限度額】

夫及び妻の前年の所得の合計が、730万円未満であることが支給要件です。

【対象となる所得】 ※給与所得の場合

給与所得（総収入額から一定割合の控除額を差し引いた額）から以下の額を控除します。

- ・一律 8 万円（児童手当施行令第 3 条第 1 項の控除額）
- ・雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除等を受けている場合はその額
- ・本人及び扶養親族が障がい者等の控除を受けている場合は一定の額

青森県内の指定医療機関

	指定医療機関名	〒	住 所	電話番号
1	エフ、クリニック	030-0843	青森市浜田 3 丁目 3-7	017-729-4103
2	レディスクリニック・セントセシリア	030-0944	青森市大字筒井字ハツ橋 95-12	017-738-0321
3	弘前大学医学部附属病院産婦人科	036-8563	弘前市本町 53	0172-39-5283
4	婦人科さかもとともみクリニック	036-8087	弘前市早稲田 3 丁目 20-6	0172-29-5080
5	八戸クリニック	031-0081	八戸市柏崎 1 丁目 8-32	0178-22-7725
6	むつ総合病院	035-0071	むつ市小川町 1 丁目 2-8	0175-22-2111

※ 他の都道府県、指定都市、中核市の長により、指定を受けている医療機関において特定不妊治療を受けた場合には、上記以外の指定医療機関であっても助成の対象となります。

不妊専門相談

不妊でお悩みのかたを対象に医師等が面接相談を行っております。

相 談：毎月 1 回 ※日時は電話でお問合せください。（電話 017-743-6111）

場 所：青森市保健所（元気プラザ）



【問合せ先・申請窓口】

青森市保健所（元気プラザ内）
健康づくり推進課 母子保健チーム
〒030-0962 青森市佃 2 丁目 19 番 13 号
電話:017-743-6111 FAX:017-743-6276

【申請窓口】

浪岡事務所健康福祉課（青森市役所浪岡庁舎内）
〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1
電話:0172-62-1114 FAX:0172-62-0023